



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年7月14日金曜日 第425号外1

◇ 目 次 ◇

職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例.....	(人事課).....	1
会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例.....	(").....	2
愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....	(税務課).....	2
愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例.....	(").....	14
災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例.....	(保健福祉課).....	17
愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(").....	18
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例.....	(男女参画・子育て支援課).....	18
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	(都市計画課).....	19
愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....	(警察本部交通企画課).....	19

条 例

○愛媛県条例第19号

職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年7月14日

愛媛県知事 中村時広

職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例）</p> <p>18 第5条に定めるもののほか、伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が特定新型インフルエンザ等（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事委員会が定めるものに限る。）をいう。</u>）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会が定めるものに従事したときに支給する。この場合においては、<u>第5条</u>に規定する手当は、支給しない。</p> <p>19 前項に規定する手当の額は、次の各号に定める額を超えて支給してはならない。</p> <p>(1) 次号に掲げる作業以外の作業 作業1日につき <u>1,500円</u></p> <p>(2) <u>緊急に行われた措置に係る作業であつて、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの</u></p> <p style="text-align: right;">_____ 作業1日につき 4,000円</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（<u>新型コロナウイルス感染症</u>により生じた事態に対処するための伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例）</p> <p>18 第5条に定めるもののほか、伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>）であるものに限る。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会が定めるものに従事したときに支給する。この場合においては、<u>同条</u>に規定する手当は、支給しない。</p> <p>19 前項に規定する手当の額は、次の各号に定める額を超えて支給してはならない。</p> <p>(1) 次号に掲げる作業以外の作業 作業1日につき <u>3,000円</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業</u> 作業1日につき 4,000円</p>

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の職員の特殊勤務手当等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年5月8日からこの条例の施行の日の前日

までの間において、職員が新条例の規定を適用したとするならば新条例附則第18項の作業に該当することとなるものに従事した場合についても適用する。

(伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の内払)

- 3 令和5年5月8日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員の特殊勤務手当等に関する条例第6条の規定により支給された伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当のうち、新条例附則第18項の作業に係るものは、同項の規定による伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の内払とみなす。

○愛媛県条例第20号

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年7月14日

愛媛県知事 中村時広

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の支給) 第20条 省略 2 給与は、毎月1回、その計算期間内____の人事委員会規則で定める日に、当該計算期間に係る全額を支給する。 <u>ただし、第1号会計年度任用職員の基本報酬(月額で定められたものを除く。)</u> 並びに特殊勤務手当、 <u>超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当及び日直手当に相当する報酬並びに第2号会計年度任用職員の特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当及び日直手当は、毎月1回、その計算期間の翌月の人事委員会規則で定める日に、当該計算期間に係る全額を支給する。</u> 3 省略	(給与の支給) 第20条 省略 2 給与は、毎月1回、その計算期間の翌月の人事委員会規則で定める日に、当該計算期間に係る全額を支給する。 3 省略

附 則

- 1 この条例は、令和5年11月1日から施行する。
- 2 改正後の会計年度任用職員の給与等に関する条例第20条第2項の規定は、この条例の施行の日以後を計算期間とする給与(期末手当を除く。以下同じ。)の支給について適用し、同日前までを計算期間とする給与の支給については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第21号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年7月14日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(自動車税の環境性能割の税率) 第42条の4 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の1とする。 (1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。) ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの	(自動車税の環境性能割の税率) 第42条の4 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の1とする。 (1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。) ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下自動車税について「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下自動車税について「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項、次項、第4項及び第5項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

ウ 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この項及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)・(イ) 省略

エ 車両総重量が3.5トン以下のバス _____ のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105 _____

_____ を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が _____ 3.5トン以下の _____ トラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和4年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項、次項及び第4項において「令和4年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の95を乗じて得た数値（車両総重量が2.5トン以下のトラックにあつては、令和4年度基準エネルギー消費効率）以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下の _____ トラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下自動車税について「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下自動車税について「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項、次項、第4項及び第5項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

ウ 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この項及び次項において「車両総重量」という。）が2.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)・(イ) 省略

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項、次項、第4項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110 _____

_____ を乗じて得た数値 _____

_____ 以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率 _____ 以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第3号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下の _____ トラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第3号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下の _____ トラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効

率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下の_____トラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率_____以上であること。

キ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(次項第3号オ(ア)において「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第3号オ(ア)において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項(第4項又は第5項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)~(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車_____のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が_____3.5トン以下のバス_____のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(次項第3号エ(ア)において「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第3号エ(ア)において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が_____平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105_____を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項(第4項又は第5項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア _____乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)~(ウ) 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の $\frac{2}{1}$ を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率 $\underline{\hspace{2cm}}$ 以上であること。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の $\frac{2}{1}$ を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の $\frac{4}{1}$ を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下の $\underline{\hspace{2cm}}$ トラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の $\frac{2}{1}$ を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の $\frac{4}{1}$ を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の $\frac{2}{1}$ を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の $\frac{4}{1}$ を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)～(ウ) 省略

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の $\frac{4}{1}$ を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも

該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の $\frac{2}{1}$ を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の $\frac{4}{1}$ を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア $\underline{\hspace{2cm}}$ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)～(ウ) 省略

イ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 省略

4 第1項(第1号ア、イ及びオに係る部分に限る。)及び第2項(第1号ア、イ及びエに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法並びに令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率

を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて、平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	省略	
第1号ア(イ)	以下この項、次項、第4項及び第5項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の70	以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の151
省略		
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の173

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

3 省略

4 第1項(第1号アからエまでに係る部分に限る。)及び第2項(第1号ア及びイに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法並びに

令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて、平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	省略	
第1号ア(イ)	以下この項、次項、第4項及び第5項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の65	以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の141
省略		
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の162

第1項 第1号 イ(ウ)	省略	
第1項 第1号 オ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率)	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の155を乗じて得た数値)
省略		
第2項 第1号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の151
第2項 第1号 イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項 第1号 エ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の147

5 第1項(第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。)及び第2項(第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項 第1号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の102
省略		
第1項 第1号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の116
第1項 第2号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第1項 第2号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の116

第1項 第1号 イ(ウ)及びウ(イ)	省略	
第1項 第1号 エ(イ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この項、次項、第4項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150
省略		
第2項 第1号 イ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144

5 第1項(第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。)及び第2項(第1号ア____、第2号及び第3号ア____に係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項 第1号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の94
省略		
第1項 第1号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項 第2号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項 第2号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109

第1項 第3号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー －消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー －消費効率に100分の102
第1項 第3号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー －消費効率に100分の80	令和2年度基準エネルギー －消費効率に100分の116
第2項 第1号 ア(イ) _____ _____ _____	省略	
第2項 第1号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー －消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー －消費効率に100分の102
第2項 第2号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー －消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー －消費効率に100分の87
第2項 第2号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー －消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー －消費効率に100分の102
第2項 第3号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー －消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー －消費効率に100分の87
第2項 第3号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー －消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー －消費効率に100分の102

附 則

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第19条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

第1項 第3号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー －消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー －消費効率に100分の94
第1項 第3号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー －消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー －消費効率に100分の109
第2項 第1号 ア(イ) _____ 第2号 イ及び 第3号 ア(イ)	省略	

附 則

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第19条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

第2条 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(自動車税の環境性能割の税率)</p> <p>第42条の4 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項から第4項までにおいて準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。)</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの</p>	<p>(自動車税の環境性能割の税率)</p> <p>第42条の4 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項又は第3項)において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。)</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの</p>

(ア) 省略

(イ) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下自動車税について「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下自動車税について「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項、次項、第4項及び第5項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

ウ～カ 省略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車を行い、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車を行い、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第3号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

ウ～カ 省略

キ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、

(ア) 省略

(イ) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下自動車税について「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下自動車税について「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項、次項、第4項及び第5項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

ウ～カ 省略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車を行い、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車を行い、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第3号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

ウ～カ 省略

キ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項及び前2項（これらの規定を次項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項（第1号ア、イ及びオに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア、イ及びエに係る部分に限る。）の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法並びに令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて、平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	省略	
第1号ア(イ)	以下この項、次項、第4項及び第5項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の80	以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の173
省略		
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の184
省略		
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の151
省略		
第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の162
省略		

5 第1項（第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。）の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて、平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。次項において同じ。）を算定する方法として同省令で定

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項及び前2項（これらの規定を次項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項（第1号ア、イ及びオに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア、イ及びエに係る部分に限る。）の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法並びに令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて、平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	省略	
第1号ア(イ)	以下この項、次項、第4項及び第5項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の70	以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の151
省略		
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の173
省略		
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の130
省略		
第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の151
省略		

5 第1項（第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。）の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率 _____ を算定する方法として同省令で定

める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	省略	
第1号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に <u>100分の116</u>
省略		
第1項 第1号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の85</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の123</u>
第1項 第2号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
第1項 第2号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の85</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の123</u>
第1項 第3号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
第1項 第3号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の85</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の123</u>
第2項 第1号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
第2項 第1号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の75</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の109</u>
第2項 第2号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
第2項 第2号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の75</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の109</u>
第2項 第3号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
第2項 第3号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の75</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の109</u>

6 第1項(第3号キに係る部分に限る。)及び第2項(第3号オに係る部分に限る。)の規定は、令和7年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第1項第3号キ(イ)中「令和7年度以降」とあるのは「平成27年度以降」と、「次項及び第6項」とあ

める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	省略	
第1号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に <u>100分の102</u>
省略		
第1項 第1号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
第1項 第2号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
第1項 第2号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
第1項 第3号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
第1項 第3号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
第2項 第1号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の60</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の87</u>
第2項 第1号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
第2項 第2号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の60</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の87</u>
第2項 第2号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
第2項 第3号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の60</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の87</u>
第2項 第3号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>

るのは「次項第3号オ(イ)」と、「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。)とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号オ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

附 則

(自動車税の環境性能割の非課税に係る路線)

第22条の8 法附則第12条の2の10 _____ の条例で定める路線は、次の各号のいずれにも該当する路線とする。

(1)・(2) 省略

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第22条の9 営業用の自動車に対する第42条の4第1項及び第2項(これらの規定を同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項(第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)	省略	
第2項(第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)	省略	
省略		

附 則

(自動車税の環境性能割の非課税に係る路線)

第22条の8 法附則第12条の2の10第1項の条例で定める路線は、次の各号のいずれにも該当する路線とする。

(1)・(2) 省略

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第22条の9 営業用の自動車に対する第42条の4第1項及び第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項 _____ において準用する場合を含む。)並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項(第4項又は第5項 _____ において準用する場合を含む。)	省略	
第2項(第4項又は第5項 _____ において準用する場合を含む。)	省略	
省略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例附則第19条の4の改正規定 公布の日

(2) 第2条及び附則第3項の規定 令和7年4月1日

(自動車税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例第42条の4の規定は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例第42条の4及び附則第22条の9の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第22号

愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年7月14日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(昭和62年愛媛県条例第5号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事業税の不均一課税)	(事業税の不均一課税)
第2条 半島振興法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域(以下「計画区域」という。)内において、当該認定産業振興促進計画に記載された同項第4号の計画期間(以下「計画期間」	第2条 半島振興法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域(以下「計画区域」という。)内において、当該認定産業振興促進計画に記載された同項第4号の計画期間(以下「計画期間」

という。)の初日から令和7年3月31日までの期間(当該計画期間の末日が同月31日前である場合にあつては当該計画期間、当該地区が同日前に半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた場合にあつては当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定が取り消された場合にあつては当該計画期間の初日からその取り消された日までの期間)(以下「指定期間」という。)内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。

(1)~(5) 省略

2 省略

附 則

(不動産取得税の不均一課税の特例)

2 平成18年4月1日から令和7年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

という。)の初日から令和5年3月31日までの期間(当該計画期間の末日が同月31日前である場合にあつては当該計画期間、当該地区が同日前に半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた場合にあつては当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定が取り消された場合にあつては当該計画期間の初日からその取り消された日までの期間)(以下「指定期間」という。)内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。

(1)~(5) 省略

2 省略

附 則

(不動産取得税の不均一課税の特例)

2 平成18年4月1日から令和5年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

(愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例(平成14年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和7年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号)第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備(以下「対象設備」という。)を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和5年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号)第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備(以下「対象設備」という。)を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</p>

<p>(1)～(3) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 平成18年4月1日から令和7年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>	<p>(1)～(3) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 平成18年4月1日から令和5年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>
--	--

(愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例(平成20年愛媛県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p>第2条 促進区域内において、法第4条第1項に規定する基本計画の同条第6項の規定による同意(当該同意が令和7年3月31日までに行われたものに限る。)の日から同月31日までに、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)をした法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>	<p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p>第2条 促進区域内において、法第4条第1項に規定する基本計画の同条第6項の規定による同意(当該同意が令和5年3月31日までに行われたものに限る。)の日から同月31日までに、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)をした法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>

(愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第4条 愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(平成25年愛媛県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域 _____ における県税の特別措置については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 離島振興法第4条第1項の離島振興計画に記載された同条第4項第1号の産業の振興を促進する区域(以下「産業振興促進区域」という。)内において、同法 _____ 第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成25年4月1日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から令和7年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第3号又は第45条第3項の表の第3号の規定の適用を受ける設備(離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。)第2条</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域(以下「離島振興対策実施地域」という。)における県税の特別措置については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 離島振興対策実施地域内 _____ において、離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成25年4月1日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から令和5年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第3号又は第45条第3項の表の第3号の規定の適用を受ける設備(離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。)第2条</p>

第1号イに規定する特別償却設備に限る。以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額を控除する。

(1)・(2) 省略

2～4 省略

第3条 産業振興促進区域内において畜産業、水産業又は新炭製造業(省令第2条第1号イに規定する過疎地区内において営む畜産業又は水産業を除く。)を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものに対しては、公示日の属する年以後の各年の当該事業の所得を課税標準とする事業税を課税しない。

2 省略

(不動産取得税の課税免除)

第4条 産業振興促進区域内において指定期間内に新設し、又は増設された特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)をした者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

第1号イに規定する特別償却設備に限る。以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額を控除する。

(1)・(2) 省略

2～4 省略

第3条 離島振興対策実施地域内において畜産業、水産業又は新炭製造業_____を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものに対しては、公示日の属する年以後の各年の当該事業の所得を課税標準とする事業税を課税しない。

2 省略

(不動産取得税の課税免除)

第4条 離島振興対策実施地域内において指定期間内に新設し、又は増設された特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)をした者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用期日)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例(以下「新地域経済牽引事業促進県税特別措置条例」という。)の規定及び第4条の規定による改正後の愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(以下「新離島振興対策実施地域県税特別措置条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 新離島振興対策実施地域県税特別措置条例第2条第1項及び第4条の規定は、令和5年4月1日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

4 第1条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定、新地域経済牽引事業促進県税特別措置条例第3条の規定又は新離島振興対策実施地域県税特別措置条例第5条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものについては、これらの規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第23号

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年7月14日

愛媛県知事 中村時広

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当の支給に関する条例(昭和38年愛媛県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(災害派遣手当の支給)	(災害派遣手当の支給)
第1条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項	第1条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8において準用する場合を含む。以下同じ。)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員(以下「派遣職員」という。)に対し、この条例の定めるところにより災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)を支給する。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合を含む。以下同じ。)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員(以下「派遣職員」という。)に対し、この条例の定めるところにより災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)を支給する。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号)の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第24号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年7月14日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事 務	市 町	事 務	市 町
1~17の2 省略		1~17の2 省略	
18 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(第1号から第1号の3まで及び第4号の事務については、生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号。以下この項において「省令」という。)第10条第6項に規定する地方厚生局等を經由する申請又は届出に関するものを除く。)	各市(中核市を除く。)	18 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市(中核市を除く。)
(1)~(2)の2 省略		(1)~(2)の2 省略	
(3) 省令第14条第4項		(3) 生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号。以下この項において「省令」という。)第14条第3項の規定に基づく処分を受けた旨の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務	
_____の規定に基づく処分を受けた旨の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務		(4) 省令第15条_____の規定に基づく指定辞退の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務	
(4) 省令第15条第1項の規定に基づく指定辞退の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務			
19~62 省略		19~62 省略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第25号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年7月14日

愛媛県知事 中村時広

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain Article 3 regarding childcare facility standards, with the amendment adding '厚生労働大臣' to the list of determining authorities.

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第26号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年7月14日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain '別表' (Annex) regarding fees. The amendment adds a new fee item (74) for private re-opening business certification applications.

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第27号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年7月14日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）			別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～39	省略		1～39	省略	
40	道路交通法第108条の2第1項各号に掲げる講習の実施	講習手数料 (1)～(14) 省略 (15) 同項第15号又は第16号に掲げる講習 講習1時間につき 2,000円	40	道路交通法第108条の2第1項各号に掲げる講習の実施	講習手数料 (1)～(14) 省略 (15) 同項第15号 _____ に掲げる講習 講習1時間につき 2,000円
41～64	省略		41～64	省略	
備考 省略			備考 省略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。